

令和8年度日野市特定教育・保育施設等指導監査実施方針

1. 基本方針

日野市は、子ども・若者及び子育て当事者に対する施策の推進を図り、切れ目のない支援の実現によって子ども・若者が自分らしく成長・自立できる環境を整えるため、日野市子ども・子育て支援会議で審議し、「ひのっ子若者みらいプラン(第1期日野市こども計画/第3期日野市子ども・子育て支援事業計画)」(令和7年度から令和11年度の5年間の計画期間)を令和7年3月に策定している。

「すべての人の権利が、尊重され一人ひとりの子ども・若者が自分らしく健やかに育ち・安心して子育てができるまち」の実現に向けて、日野市特定教育・保育施設、特定地域型保育事業及び特定乳児等通所支援事業並びに特定子ども・子育て支援施設等(以下「特定教育・保育施設等」という。)の新規開設や定員拡充、多様な保育サービスの提供などにより、待機児童の解消とともに、仕事と育児を両立できる保育の受け皿の確保などの取組を進めてきた。

一方、こうした特定教育・保育施設等の量的拡充の両輪として、国としては保育の質の向上・確保の重要性を掲げており、日野市としても保育の質の向上・確保に向けた多様な支援策を進めているところである。

近年、保育士による児童への虐待等が行われた事案が報道がなされている状況の中、日野市においても過去、当該事案が発生し、改善勧告及び改善命令を行うに至った経緯がある。子どもの安全・安心が最も配慮されるべき特定教育・保育施設等において、虐待等はあってはならず、これまでも特定教育・保育施設等における保育士・保育教諭等職員による子どもへの虐待等に関しては、国として令和5年5月に策定し、令和7年8月に改訂を行った「保育所や幼稚園等における虐待の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」を発出している。そのほか、令和7年10月より、保育所等の職員による虐待に関する通報が義務化されたことや令和8年12月にこども性暴力防止法が施行されることなどに伴い、虐待等への関心がこれまで以上に高まっている。

また、子どもたちの最善の利益が保障され、職員が自信を持ち安心して働き続けられる環境が整い、保護者がなお一層安心して預けることができる保育の質の向上や確保を目指し、令和7年3月「日野市保育手帖―日野市保育の質ガイドライン(第1版)―」を策定した。

こうした経緯から、特定教育・保育施設等の適正な運営及びサービスの質の確保並びに利用者支援の向上を図ることができる指導監査の取組みが、より一層重要なものとなってきている。

以上のことを踏まえ、令和7年度は、特定教育・保育施設等が関係法令及びガイドライン等に照らし合わせて、その趣旨を理解し適正に実施されているかを確認の上、改善指導等を行い、適正な運営及びサービスの質の確保並びに利用者支援の向上を図ることに主眼を置いて指導を実施する。

また、重大な法令違反や虐待等、不適切なサービス提供の疑いがある場合には、社会福祉施設の社会的使命に対する信頼の維持・確保及び利用者保護に主眼を置いて、速やかに監査を実施する。特に、特定教育・保育施設等に通うこどもの生命や身体に重大な危険が生じるおそれがあると判断した場合は、虐待等を受けたとされるこどもの安全を目視により確認することを原則とする。

これらの実施に当たっては、東京都も児童福祉法に基づく指導監査権限を持つことから、効率的・効果的に指導監査を実施するため、東京都と必要な連携を行う。

2. 指導の重点項目

(1) 運営管理関係

ア 職員の確保及び処遇

(ア) 職員配置基準に定める職員の員数及び資格を満たしているか。

(イ) 職員の状況を把握するため、雇用契約書、出退勤記録等が適正に整備されているか。

- (ウ) 職員の健康診断や労働条件に係る運用が適正に行われているか。
- (エ) 職員の資質向上のための取組を適切に行っているか
- イ 安全対策の徹底
 - (ア) 在籍児童に見合う基準面積が確保されているか。
 - (イ) 安全計画に基づく安全措置（研修及び訓練等）の実施並びに消防計画に基づく避難訓練救命救急訓練等の安全対策を実施しているか。
- ウ 重要事項の説明及び掲示
 - (ア) 利用申込者に対し、運営規程の概要、職員の勤務体制、利用者負担等の重要事項を記した文書を交付して説明を行い、同意を得ているか。
 - (イ) 上記アの重要事項を施設内に掲示するとともに、インターネットでも閲覧に供しているか。

(2) 保育内容関係

- ア 保育所保育指針の徹底
 - (ア) 子どもの人権に十分配慮するとともに、子ども一人一人の人格を尊重した適切な保育が行われているか。
 - (イ) 保育所保育指針に基づく全体的な計画及び指導計画の作成等がなされているか。
- イ 児童一人一人に応じた保育の徹底
 - (ア) 児童の健康状態の把握が適正になされているか。
 - (イ) アレルギー児等の児童の状況に応じた食事の提供が適正に行われているか。
- ウ 安全対策の徹底
 - (ア) 乳幼児突然死症候群の予防及び睡眠中の事故防止対策は徹底されているか。
 - (イ) 食事時の誤嚥及び窒息等の事故防止対策が徹底されているか。
 - (ウ) プール活動・水遊びや園外保育時、その他、保育中の事故防止に配慮しているか。
 - (エ) 上記アからウにかかる事故発生時の対応等が適切に行われているか。
 - (オ) 食中毒・感染症（特に新型コロナウイルス、インフルエンザ、腸管出血性大腸菌O157、ノロウイルス）予防対策が徹底されているか。

(3) 会計経理関係

- 会計基準や関係通知に則った適切な事務処理が行われ、施設の運営に要する費用が適正に使われているか。

3. 監査の重点項目

(1) 運営管理関係

- 法令等を遵守した施設運営を行っているか。

(2) 保育内容関係

- 保育内容は、入所する児童の心身の健全な発達を図るものとして、良質かつ適切なものか。

(3) 会計経理関係

- 会計基準や関係通知に則った適切な事務処理が行われ、施設の運営に要する費用が適正に使われているか。

4. 実施計画

(1) 対象施設

- ア 特定教育・保育施設
- イ 特定地域型保育事業
- ウ 特定乳児等通所支援事業
- エ 特定子ども・子育て支援施設等

(2) 実施形態

ア 集団指導

(ア) 実施方法

市の基準等、施設型給付費等の請求の方法、制度改正の内容及び過去の指導事例等に基づく指導内容等について、一定の場所に集めて講習会等の方法により行う。

(イ) 実施単位

施設を単位として実施する。

(ウ) 実施通知

対象となる施設等を決定したときは、あらかじめ集団指導の日時、場所、予定されている指導内容等を当該施設等に通知する。

イ 訪問指導

(ア) 実施方法

市の基準等の遵守状況や施設型給付費等の請求状況等について確認するため、施設等に訪問し助言、指導及び運営面の相談等を行う。

(イ) 実施単位

施設を単位として実施する。

(ウ) 実施体制

原則として職員1～2人程度とする。

(エ) 対象施設、日程及び実施通知

日野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等指導監査実施要綱（以下「市要綱」という。）第10条の規定に基づき当該施設等に通知を要する場合には、対象施設及び日程等について、原則として実施の二週間以上前までに通知する。ただし、これにより指導等に支障がある場合はこの限りでない。

ウ 実地指導

(ア) 実施方法

市の基準等の遵守状況を確認するために必要となる関係書類の閲覧及び関係者との面談等により行う。なお、必要に応じて、あらかじめ指導事項を限定して定め、短時間で実施することができるものとする。

(イ) 実施単位

施設を単位として実施する。

(ウ) 実施体制

原則として職員2名以上とする。また、施設の状況により専門職員を加えて実施することがある。

(エ) 実施通知

市要綱第10条の規定に基づき当該施設等に通知を要する場合には、対象施設及び日程等について、原則として実施の二週間以上前までに通知する。ただし、これにより指導等に支障がある場合はこの限りでない。

エ 監査

(ア) 実施方法

日野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等

指導監査実施要綱第13条に掲げる違反疑義等の確認のため、施設等に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、出頭を求め、又は市の職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該施設等、事務所その他当該施設等の事業に係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他物件の検査を行う。

(イ) 実施単位

施設を単位として実施する。

(ウ) 実施体制

原則として職員3名以上とする。また、施設の状況により専門職員を加えて実施することがある。

(エ) 実施通知

市要綱第14条の規定に基づき当該施設等に通知を要する場合には、対象施設及び日程等について、適宜決定し通知する。ただし、これにより指導等に支障がある場合はこの限りでない。

(3) 全体計画の作成時期

原則として当該指導監査を実施する年度の前年度末までに策定する。

(4) 選定方針

ア 選定対象

原則として、令和8年4月1日時点で現存する施設とする。ただし、年度途中に開設した施設及び廃止された施設については、必要があると認められた場合、対象とする。

イ 選定方法

(ア) 過去の実地指導等において、指摘事項の改善が図られていない施設

(イ) 苦情、通報等が多く寄せられている施設又はその内容から運営状況の確認を要する施設

(ウ) 新規に開設された施設

(エ) 相当の期間にわたって、実地指導等を実施していない施設

(オ) 財務分析結果等の課題のある社会福祉法人が運営する施設

(カ) 福祉サービス第三者評価を受審していない施設、又は当該評価結果において問題がある施設

(キ) 東京都及び日野市内社会福祉法人を所管する部局における指導検査の対象となっている施設

(ク) その他指導監査等の実施が必要と判断される施設

5. 関係機関等との連携

(1) 東京都との連携

指導監査の実施に当たっては、児童福祉法に基づく東京都の指導検査と子ども・子育て支援法に基づく日野市の指導監査と同日に実施するなど、必要な連携を行う。

(2) 日野市内社会福祉法人を所管する部局との連携

ア 日野市が所管する社会福祉法人が運営する施設の指導監査については、日野市の所管部局が行う当該社会福祉法人に対する指導監査と同日に実施するなど、必要な連携を行う。

イ 日野市が所管する社会福祉法人及び当該社会福祉法人が運営する施設の指導監査結果等については、所管部局相互に、必要な情報の交換を行う。